

早社協発第81号
令和4年11月22日

自治会・町内会長の皆さまへ

(福)早島町社会福祉協議会
会長 木村 丹
〈公印省略〉

福祉活動員候補者の推薦について（ご依頼）

平素から、早島町社会福祉協議会の地域福祉推進事業に、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度は、下記地区で令和5年3月末日にて任期満了(または、退任)となる福祉活動員の後任の方のご推薦をお願いしたく、ご連絡させていただきました。

福祉活動員制度は、高齢者世帯等を中心に、地域の福祉問題の把握、日頃の見守り活動と緊急時の通報、福祉情報の広報役など、「町内の公的機関・団体活動」と「地域」をつないでいただくパイプ役と考えています。

そのため、それぞれの地区（自治会・町内会の区域）の福祉活動員は、自治会・町内会からご推薦をいただき、各種活動において、自治会と連携し、きめの細かい地域福祉活動にご協力いただきたい所存でございます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが、別紙『ご推薦にあたって（よくあるご質問）』をご覧いただき、添付の推薦書に必要な事項をご記入のうえ、令和5年3月13日(月)を目処に本会までお届けいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 交替地区（19地区50名）

若宮、無津、真磯台、市場、小浜、花町、塩地、頓行、中山、ニュー早島、備南台、金田、下野、噂島、長津(一部)、片田、三軒地、舟本、下前潟

2. 本件に関するお問い合わせ・ご連絡先

早島町地域福祉センター「オアシス早島」内（早島町前潟 249-1）

(福)早島町社会福祉協議会事務局

TEL：482-3000/FAX：482-3044

ご推薦にあたって（よくあるご質問）

（１）任期について

- ☛福祉活動員の任期は、活動で密接に関係する民生委員（厚生労働大臣委嘱の行政委員）任期の３年に合わせ、原則３年となっております。
- ※公式任期を原則にお願いしておりますが、地区により調整が困難な場合は、２年や単年の交替を承認させていただいております。
- ※毎年度初めに交付する委嘱状の任期は、便宜上、単年度表記とさせていただきます。

（２）推薦人員について

- ☛活動範囲の目安を３０～５０世帯にお一人としております。
（推薦人員は地区内の実情により増やしていただくことも可能です。）
- ☛この度、貴地区で交替となる福祉活動員の数は、別紙地区別の「福祉活動員」名簿のとおりです。

（３）組織について

- ☛別紙『福祉活動員設置規則』をご覧ください。
- ☛福祉活動員が複数の地区においては、地区代表を選出いただき、地区内活動員への情報提供や取りまとめをお願いすることとなります。

（４）活動内容について

①具体的な役割

福祉活動員は、本会や関係機関並びに自治会等や民生児童委員と連携し、次の活動を行っています。

- ☛担当区域内の福祉課題やニーズ把握、その問題解決の促進への協力。
- ☛担当区域内の要援護者の見守り活動等、福祉ネットワークづくり。
- ☛自治会等が進める地域活動や福祉活動への参画。
- ☛本会が行う福祉のまちづくり事業への参画。
- ☛福祉活動員で構成される協議会の自主的活動への参画。



②年間の定例活動（令和4年度活動予定） ※コロナ禍で一部変更あり。

活動月	活動内容
4月	新任研修会
5月	総会
6月	見守り推進会議（民生委員との「福祉マップ作成」協議） 地区別-夏季一斉友愛訪問活動
7月	定例会（ミニ講座：高齢者の特性とコミュニケーション）
8月	-
9月	定例会（ミニ講座：身近な介護技術について）
10月	見守り推進会議 （民生委員との「認知症高齢者世帯の見守り支援事例」研修）
11月	全体交流会（グランドゴルフで交流しよう！） 地区別-秋のちょこっとお助け訪問活動（高齢者・障がい者世帯）
12月	-
1月	定例会（ミニ講座：介護保険制度について）
2月	定例会（ミニ講座：認知症について）
3月	定例会（次年度計画の話し合い）

※定例会は、原則として第4木曜日（9時30分～11時頃）に開催。

※定例会及び研修会等の主な活動場所は、町地域福祉センター「オアシス早島」。

③地区における活動（事例）

- ☛ ふれあい・いきいきサロン活動の運営や協力
- ☛ 民生児童委員と連携した要援護者の生活状況の把握
- ☛ 要援護者（高齢者や障がい者世帯等）への定期・不定期の友愛訪問
- ☛ 自治会が行う行事への協力 ☛ 町敬老会でのお世話
- ☛ 子どもの登下校の安全パトロールへの協力

※地区により異なります。



福祉活動員設置規則

（目的）

第1条 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民への福祉啓発と主体的に福祉活動に取り組むことができる人材を育成するため、小地域における福祉活動の担い手となる福祉活動員を自治会町内会（以下、「自治会等」という。）単位に設置し、住民参加による地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。

（設置人数及び委嘱）

第2条 福祉活動員の人数は、自治会等内の概ね30世帯から50世帯に1名を目安とする。
ただし、自治会等内の世帯数及び状況等を考慮し、増員することができる。
2 福祉活動員は、自治会等の推薦により本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（任期）

第3条 福祉活動員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
2 福祉活動員は再任することができる。

（活動内容）

第4条 福祉活動員は、本会や関係機関並びに自治会等や民生児童委員と連携し、次の活動を行う。
（1）担当区域内的の福祉課題やニーズ把握に努め、その問題解決の促進に協力する。
（2）担当区域内的の要援護者の見守り活動等を行い、福祉ネットワークづくりに努める。
（3）自治会等が進める地域活動や福祉活動に積極的に参画する。
（4）本会が行う地域福祉事業に協力し、福祉のまちづくりを進める。
（5）福祉活動員で構成される協議会の自主的活動に参画する。

（活動費）

第5条 福祉活動員に、予算の範囲内で活動費を支給することができる。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。